

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 基本理念

基本理念として、この法律に基づく措置を講ずるに当たっては、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきことに鑑み、国民がその年齢、障害の有無その他の事情にかかわらず等しく、移動し又は施設を利用することができるよう、各施設等における移動等円滑化、複数の交通手段の間を結節する機能の強化その他の必要な環境の整備が図られなければならないことを規定すること。

(第一条の二第二項関係)

第二 定義

一 「高齢者、障害者等」を、高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者その他日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者とする。 (第二条第一号関係)

二 「特別特定建築物」に、災害が発生した場合に公衆の避難の用に供される特定建築物を加えること。

(第二条第十七号関係)

三 「建築物特定施設」に、ホテル又は旅館の客室を加えること。

(第二条第十八号関係)

第三 国及び地方公共団体の責務

一 国の責務として、基本理念にのっとり、移動等円滑化の促進のための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することを規定すること。
(第四条第一項関係)

二 地方公共団体の責務を、基本理念にのっとり、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めなければならないこととする。
(第五条関係)

第四 公共交通移動等円滑化基準を定めるに当たつての配慮

公共交通移動等円滑化基準を定めるに当たつては、高齢者、障害者等のプラットホームからの転落の防止その他旅客施設及び車両等における安全の確保に十分に配慮するものとする。

(第八条第二項関係)

第五 高齢者、障害者等の意見の反映

一 公共交通事業者等は、その旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合させる等の措置を講じようとするときは、あらかじめ、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。
(第八条第五項関係)

二 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定め、若しくは変更し、又はこれに基づき公共交通特定事業を実施しようとするときは、あらかじめ、高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(第二十八条第六項関係)

第六 事故の情報の把握等

国は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設等における高齢者、障害者等の生命又は身体に係る事故のうち、当該施設等の構造又は設備に起因するものに関する情報を把握し、これに基づいて必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表しなければならないこと。

(第五十二条の三関係)

第七 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。